

熊谷市 結婚新生活支援事業

令和8年度

住居の取得費用・リフォーム費用・賃借料・引越費用の一部を補助します！

1.対象世帯

以下の要件をすべて満たしている場合に補助を受けることができます。

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し、又は受理された世帯
※ 夫婦の双方が外国籍である場合、国内の市区町村で受理されている場合に限りです。
- 婚姻届を提出し、又は受理された日において夫婦のいずれもが39歳以下である世帯
- 夫婦の合計所得が500万円未満である
※ 令和7年1月1日～令和7年12月31日の期間の所得にて計算します。(令和8年度の所得証明書)
※ 上記期間中に貸与型奨学金の返済がある方は、その返済額を控除して算出します。
- 申請日において、夫婦ともに2年以上継続して居住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している
- 夫婦とも市税の滞納がない
- 生活保護法の規定による住宅扶助を受けていない
- 夫婦ともに暴力団員ではない
- 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業その他これに類する補助を受けたことがない
- 夫婦ともに、熊谷市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けていない
(夫婦の双方又は一方が外国籍である場合)
- 申請日の時点で在留期間が2年以上の在留資格を所持している
- 市が定める「対象講座」を夫婦ともに受講している

対象講座の詳細については「対象講座一覧」を確認してください。

2.対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った(ローンの場合は返済した)次の費用が対象です。

①住居の取得費用	婚姻に伴う住宅取得費用 ※ 手付金やローン返済費用等(土地代や利息等を除く)
②リフォーム費用	婚姻に伴う住宅リフォーム費用 ※ ローン返済費用(外構に関する工事を除く)を含む
③住居の賃借費用	婚姻に伴う住宅賃借費用のうち、賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料 *1
④引越費用	婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

*1 婚姻日より前に賃借した住宅については、賃貸借契約書上の入居者欄にて婚姻に伴う夫婦の同居が確認できた場合、対象となります。
※ 詳細についてはお問い合わせください。

3.補助上限額

▶ 住居費用と引越費用の合計金額(一世帯あたり) **30万円**

4.申請方法

必要な手続きや書類について、熊谷市企画課にご確認の上、直接申請してください。
(裏面をチェック！)

対象世帯や対象経費の詳細等については、ホームページで確認をお願いします。

熊谷市結婚新生活支援補助金

検索 



◆問合せ◆ 熊谷市役所 総合政策部 企画課

☎ : 048-524-1115(直通)

✉ : kikaku[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp

結婚新生活支援
補助金HP



申請手続きの流れ

①必要書類を熊谷市へ提出

※下記以外にも、書類の提出をお願いしたり、確認のため御連絡させていただく場合があります。

申請期間：令和8年6月1日（月）～令和9年3月31日（水）（書類必着）

※ **予算に限りがあるため、申請期間中でも受付を締め切る場合があります。**

※ **書類が揃った方から受付をいたします。** ※ 申請は1年度につき1回限りです。

1	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
2	<input type="checkbox"/> 婚姻届を提出した自治体で発行された 婚姻届受理証明書 又は 婚姻後の戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本） * 1
3	<input type="checkbox"/> 申請日が属する年度の夫婦双方の 所得証明書 * 2
4	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（奨学金返還額証明書等） * 3
5 * 4 住宅取得費用 （手付金等） を申請する場合 ※③～⑤は該当 するローン返済 費用がある場合	<input type="checkbox"/> ①住宅の 売買契約書 <input type="checkbox"/> ② 領収書 （その他当該住宅の取得に係る費用についての支払が確認できる書類） <input type="checkbox"/> ③住宅ローンの 契約書 <input type="checkbox"/> ④住宅ローンの 返済予定表 （毎月の返済額やその元金と利息の内訳等が確認できる書類） <input type="checkbox"/> ⑤住宅ローンの 返済が確認できる書類 （通帳の写し等）
6 * 4 住宅賃借費用 を申請する場合	<input type="checkbox"/> ①住宅の 賃貸借契約書 <input type="checkbox"/> ②賃料、共益費、及び仲介手数料に係る 領収書 （その他当該住宅の賃借に係る費用についての支払が確認できる書類）
7 * 4 リフォーム費用 を申請する場合 ※④～⑥は該当 するローン返済 費用がある場合	<input type="checkbox"/> ①住宅リフォームの 契約書 （工事請負契約書又は請書等） <input type="checkbox"/> ② 工事項目毎の明細 が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> ③ 領収書 （その他当該住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用について支払が確認できる書類） <input type="checkbox"/> ④住宅リフォームに係るローンの 契約書 <input type="checkbox"/> ⑤住宅リフォームに係るローンの 返済予定表 （毎月の返済額やその元金と利息の内訳等が確認できる書類） <input type="checkbox"/> ⑥住宅リフォームに係るローンの 返済が確認できる書類 （通帳の写し等）
8	<input type="checkbox"/> 住宅手当等の支給の有無が確認できる書類 （様式第2号又は給与明細書等） * 5
9 * 4 引越費用 を申請する場合	<input type="checkbox"/> 引越費用に係る 領収書
10 「対象講座」の 受講確認	<input type="checkbox"/> 医療機関への妊娠・出産に関する相談内容が確認できる書類（診療明細書等） * 3 <input type="checkbox"/> 共家事・子育て講座受講確認書（様式第3号） * 3

* 1 ・ 本籍地が熊谷市の場合は**不要**です。

* 2 ・ **令和8年度の所得証明書**（令和7年1月1日～12月31日の収入から算出されたもの）を提出してください。
・ **令和8年1月1日時点に熊谷市に住民登録があり、熊谷市にて合計所得金額が確認できる場合は不要**です。

* 3 ・ 該当する場合に限りです。

* 4 ・ 夫婦の双方又は一方の**住民票の住所としている住宅の費用**に限りです。

* 5 ・ **給与所得者全員分**の提出が必要です。（**住宅手当の支給が無い場合も必要**）
・ 申請する対象経費が、住宅の賃借料を含まない（住宅取得費やリフォーム費、引越費のみ）場合は**不要**です。
・ 給与明細書を提出する場合、申請する賃借料に対応する月数分提出してください。
例：4月に支払った5月分の賃借料を申請する⇒4月分の給与明細書を提出

②補助金交付決定通知書の受け取り

審査後、補助金の交付が決まりましたら、交付決定通知書を送付します。

③補助金請求

交付決定通知書に同封された補助金交付請求書を、熊谷市企画課へ提出してください。

④補助金の振込

請求書の内容を確認し、市から補助金を振り込みます。